

○財務省告示第三百四十八号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し
 たので、その国債の名称等とおり告示す
 る。

平成二十一年十月二十六日

財務大臣 藤井 裕久

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第二回	三百三億二千 三百三十万 円	六百七十九億 八千五百六十 八円
〃	第四回	六百九十四億 六十九万 円	二百九十三億 二千七百九十 三円
〃	第六回	三億九千六百 六十九万 円	三億九千五百 八十六万四千 二百円
〃	第八回	一億六千八百 二十万 円	四億八千五百 八十三万五千 八円
〃	第十回	五億二千万三 百六十七万 三千七百三 十円	五億三千六百 九十七万七千 七百三十七円
〃	第十二回	二億七千九百 七十九万 四千九百 四十九円	二億五千九百 八十七万七千 七百七十七円
合計		十四億五千九 百三十二万 七千九百三 十二円	十八億三千七 百八十八万 九千六百六 十七円